

令和 5 年 1 0 月 5 日

各部長、次長、課長

市長 小 紫 雅 史

令和 6 年度予算編成方針について

令和 6 年度の予算編成にあたって、生駒市予算規則第 4 条の規定により、予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国の財政・地方財政の動向

わが国の経済は、内閣府の 9 月の「月例経済報告」によると、景気は、緩やかに回復しており、また、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、としている。

また、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針 2023）において、30 年ぶりの高水準となる賃上げ、企業部門の高い投資意欲など、今こそ、こうした前向きな動きを更に加速させるときであり、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」を目指すとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せただけでは過少投資となりやすい分野における官民連携投資を持続的に拡大すること等により、「成長と分配の好循環」を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。さらに、こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であり、

「こども未来戦略方針」に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる。また、マクロ経済運営について、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」、「成長と分配の好循環」を目指し、政府・日銀の堅密な連携の下での取組みにより、長らく続いたデフレマインドを払拭し、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。加えて、デジタル社会の変革に即応した大胆な行財政改革に取り組むとし、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組む、としている。

そのような中、総務省が発表した「令和6年度の地方財政の課題」においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、DX・GXの推進、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性をいかした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する、としている。

また、これと同時に示された「令和6年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)」では、令和5年度と比較して、歳出は、社会保障費等の増により一般行政経費がプラス1.7%、歳入では、地方税がプラス1.4%、地方交付税がプラス1.1%、臨時財政対策債はマイナス29.0%と試算し、交付税や地方税収に臨時財政対策債を加えた一般財源の総額はプラス1.0%となっている。

2 本市の財政状況と見通し、予算編成の基本方針

令和4年度一般会計決算は、歳出において、清掃センター基幹的設備改良工事等の普通建設事業費や、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金、出産子育て応援給付金等が増加する一方、子育て世帯への臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等が大幅に減少となった。一方、歳入

においては、地方消費税交付金や地方交付税等が増収となり、実質収支は、19.7億円となった。

しかしながら、令和6年度においては、一般財源ベースで社会保障関係費約6.5億円の、会計年度任用職員も含む人件費において約8.4億円の、その他経常経費約2.0億円の需要増が見込まれる大変厳しい状況である。

歳入については、内閣府による中長期の経済財政に関する試算・総務省による地方財政収支の仮試算・令和5年度決算見込値に基づき、市税・県税交付金において、約1.4億円の増、地方交付税については約5.7億円の増、臨時財政対策債は1.9億円の減を見込むとともに、基金の繰り入れ等を行うことで一般財源全体額は前年度比で約13.4億円の増としたが、依然需要増に対して厳しい状況である。

歳出については、物価高等を考慮しマイナスシーリングを行わないが、厳しい財政状況を鑑みて臨時的経費・投資的経費と合わせて約3.0億円の削減を目指し、令和6年度一般財源所要額は、対前年度比4.5%増の約286.9億円にとすることを基本的な方針とし、社会保障関係費や物価上昇・光熱水費の増にも対応するほか、まちの価値を生み出し、「次の50年に向けた令和時代の住宅都市」を実現するために必要な歳出を積極的に講じることとする。

特に「DXの推進による市民サービス等の充実と多様な活動の実現」、「子育て世代の転入・定住」、「地域共生社会の実現に向けた環境づくり」、「多様な働き方と市内での経済循環の促進」、「まちの魅力向上」に寄与する事業など、総合計画アクションプラン策定ヒアリングにおいて重点推進事業として選定された事業及びそのために必要な事業費については、未来への投資として、重点的かつ積極的に予算措置を講じていくものとする。

また、原油価格・物価高騰による経済的、社会的な影響が長引く可能性もあることから、国の経済対策等の動向も踏まえながら、担当課で検討した内容を精査の上、必要な予算措置を引き続き講じるものとする。

もともと、少子高齢化等に伴う、社会保障関係費の伸びは続いており、今後の施設の維持改修に係る経費についても重くのしかかる中、後年度の財政負担

に留意し、特に経常経費については令和4年度実績をもとに抑制できるよう引き続き努められたい。

また、生駒市行政改革大綱の規定等を踏まえ、事務事業全般について、単なる現状維持に留まらず、見直し・合理化・廃止を一層進めるなど、人口減少・少子高齢化をはじめとする諸課題に対応し、時代のニーズに合った行政サービスを提供できるよう再検証するとともに、ふるさと納税や市民からの寄附の増加、公民連携の推進を通じた民間活力の一層の活用、ネーミングライツなど歳入増につながる施策の実施、企業誘致や空き家対策による転入促進などを通じた税収の増加、観光や農業など新たな産業の振興による地域消費や税収の増加など、歳入増加につながる取り組みを各課で検討し、精査の上、必要な予算措置を講じるものとする。

なお、国や県等による各種補助金やモデル事業などを確認し、可能な限り有効活用することはもちろん、普通建設事業の執行にあたっては、以前にも増して計画性が求められるため、都市計画道路をはじめ、下水道浄化センターや清掃センター等の都市施設のバリアフリー化、耐震補強や老朽化対策といった改修や更新は、可能な限り都市計画事業化のうえ実施するものとする。

3 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 新規事業や重要な先導的事业は、国の予算措置の関係など特別な場合を除き、必ず当初予算において要求すること。
- ② 元金・利子償還額について交付税算入のない市債の借入りに頼らない予算編成とすること。
- ③ こども未来戦略方針等に伴う子ども・子育て施策、地域のDXの推進等、様々な分野において制度変更が予測されること、また、市の施策に活用できる新たな制度や事業もあることから、県のみならず、国やその他の機関の関連情報を積極的に収集し、可能な限り予算に反映させること。
- ④ 第6次生駒市総合計画第2期基本計画（計画期間：令和6年度～令和9

年度)に基づき、総合計画アクションプラン策定ヒアリングを経た事業についても、近年の厳しい財政状況も踏まえ、行政改革を念頭に事業費を精査し、一般財源の圧縮に努めること。

- ⑤ シティプロモーションの重要性を常に意識し、効果的なPRの方法を精査のうえ、必要に応じて予算に反映させること。
- ⑥ 指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち、創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。ただし、職員が自ら考えるべき施策の方向性や事業の内容などについては安易に委託に頼らないようにすること。
- ⑦ 市民団体等との「協創」を常に意識し、信頼関係に基づく連携を促進し、より効果的で効率的な行政運営を実現すること。
- ⑧ 新たに予算を伴うこととなる条例、規則等の制定又は改正に関しては、地方自治法第222条の規定に基づき、必要な予算上の措置を的確に講じたうえで、条例の提案、規則等の制定又は改正を行うこと。また、財政負担を伴う条例、規則等の制定又は改正の際には必ず事前に財政課と協議を調えること。
- ⑨ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑩ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時まで十分に調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑪ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。
- ⑫ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。
- ⑬ 施設の改修等については、生駒市公共施設マネジメント推進計画及び個別施設計画に沿って行うこと。

(2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容を確実に把握し、かつ、経済の現実に即応して収入額を算定し予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金、使用料及び手数料等

平成22年9月10日付けで通知した事務事業の見直しの中の「使用料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、各種施設等の使用料収入は適切な見積りの上、相当額を予算要求すること。

③ 国・県支出金

(1) ③に記載したとおり様々な分野において制度変更が予測されることから、国庫補助、国庫負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、予算計上にあたっては、収入の確実なものについて計上すること。

なお、政府における経済対策や災害対策、またそれに基づく令和5年度補正予算を編成する動きにも留意し、これが実現する場合、一部事業は令和5年度補正予算に前倒しすることも想定しておくこと。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置

のない市債は財源としないこと。

(3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を十分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。時間外勤務手当については、縮減の取組みを引き続き継続することを前提に予算要求すること。

また、会計年度任用職員の要求にあたっては、その担当する業務及び必要性を十分考慮し、必要最小限の人員を要求すること。また、令和6年度から会計年度任用職員についても、勤勉手当の支給対象となるので十分注意すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費についても見直しすること。また、委託料については、競争入札による契約を原則とし、やむを得ず随意契約での契約となるものにあっても、必ず価格交渉をし、経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。また、会議録の調整、報告書の作成等は、より効率的・効果的な手法を検討すること。

なお、後年度の財政負担を伴う分野別計画の策定に関しては必ず事前に財政課に協議を調えること。

さらに、原油価格及び物価高騰が長引く可能性があることから、情報収集に努め、適切に予算計上すること。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討すること。また、今後のファシリティマネジメントの方向性も十分考慮の上、将来的に市の財政を圧迫することがないよう状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて、市民の安全安心を確保することを大前提に、修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるものを優先すること。

なお、建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった建築物及び設備関係の修繕（指定管理者管理運営施設の修繕も含む）については別に修繕料の予算枠を確保するものとする。

④ 補助費等

補助金については、公益性、必要性、効果、妥当性を十分検討し、「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、説明責任を果たせるようにすること。

また、既存の補助金については、令和5年5月に改定された「補助金制度に関する指針」に則って補助金シートを作成し、課内で効果検証や見直しを行った上で、予算要求すること。

なお、市民等に対し補助金制度の広報を行う場合は、必ず予算の範囲内での交付であることを明記すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担、今後のファシリティマネジメントの方向性を十分に考慮し、総合計画アクションプラン策定ヒアリングを経たものをはじめ、補助事業、継続的事業を最優先として要求すること。また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる事業量を予め検討したうえで執行可能な予算を要求すること。補助事業については（2）③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った事業費とし、また、政府の令和5年度補正予算編成

の動向に留意すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

なお、すでに地方公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算性は当然のこと、令和2年度から地方公営企業法が適用されている下水道事業においても、事業の独立採算性を法適用前以上に確保していかなければならないことに留意し、令和6年度以降においても、管渠整備事業箇所を厳選し、事業量及び事業費を抑え、使用料の適正化も検討し、公債費繰出及び基準外繰出の縮減に取り組むこと。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説 明
各節共通	<u>必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。</u>
1 報酬	① 別紙予算単価表によること。 ② 審議会等についての開催回数は、原則として実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。 ③ 懇談会等の参加謝礼等は、「報酬」や「旅費」ではなく、「報償費」で計上すること。 ④ パートタイム会計年度任用職員は、給料部分（時間外勤務部分を含む）は「報酬」で計上すること。
2 給料	フルタイム会計年度任用職員は、月給部分は「給料」で計上すること。
3 職員手当等	① 時間外勤務手当については、時間外勤務の縮減に向け

節（細節）	説 明
	<p>た全庁共通の取組事項に則り、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デーの徹底等により目標を達成すること。</p> <p>② フルタイム会計年度任用職員については、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当を計上すること。また、必要に応じて時間外勤務手当を計上すること。</p> <p>③ パートタイム会計年度任用職員については、対象者に限り期末手当、勤勉手当を計上すること。</p>
7 報償費	<p>講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p>
8 旅費	<p>① 審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。</p> <p>② パートタイム会計年度任用職員の通勤手当相当分を「費用弁償」として計上すること。</p>
<p>10需用費</p> <p>(1) 消耗品費</p> <p>(3) 食糧費</p>	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <p>① 活用頻度の低い図書を追録、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。</p> <p>② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。</p> <p>③ 啓発配布物品については、引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体に対するものも含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則、廃止すること。</p> <p>⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。</p> <p>審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。</p>

節（細節）	説	明
<p>(4)印刷製本費</p> <p>(5)光熱水費</p> <p>(6)修繕料</p>	<p>① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。</p> <p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 見積りを徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。</p> <p>④ 普及啓発で配布する冊子やポスター等は必要最小限の印刷にとどめること。</p> <p>⑤ 印刷物等のデザインについて、原則職員で行うこととし、経費縮減に努めること。</p>	<p>照明は必要な部分のみの点灯とするなど、更に節減を図ること。</p>
<p>11役務費</p> <p>(6)保険料</p>		<p>市民総合賠償補償保険を活用すること。この保険の補償保険は、市が主催・共催するほとんどの行事が対象になるので、保険内容等を確認のうえ、他の補償保険との重複加入等がないようにすること。</p>
<p>12委託料</p>	<p>① 継続業務であっても、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p>	

節（細節）	説 明
13使用料及び 賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場賃借料と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格が不明な場合は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8）×4%＋公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
14工事請負費	<p>用地買収が前提となる事業は、施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
17備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品を最優先し節減に努めることとする。</p>
18負担金補助 及び交付金	<p>① 補助金の新設、増額は原則として認めないことを基本とする。また、市民等に対し補助金制度の広報を行う場合は、必ず予算の範囲内での交付であることを明記すること。</p> <p>② 補助金については、「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」に従い、補助金シートを作成した上で、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、補助金の廃止を含めて制度を検討すること。</p> <p>③ 負担金については、当該協会、団体等への加入目的を再検証し、費用対効果や本市に恩恵の少ないものについては、脱会を含め十分検討すること。</p>

節（細節）	説	明
	<p>なお、平成22年度及び令和2年度の見直しにより退会した各種協会、団体等への復帰、新規加入は特段の理由がない限り認めない。</p>	
27繰出金	<p>国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金は、各繰出基準を原則とするものの、法的義務のない繰出金は、各特別会計の財政状況に応じて予算計上を決定する。</p>	

（４） 予算枠配分、査定等に関する事項

① 一般財源枠配分額、査定方針

1、2から試算した令和5年度の一般財源の額を基礎として、予算編成の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等で各部の増収努力によって歳入予算額が増加する場合、歳出予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を全ての部において引き続き実施する。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（経常分）とし、この一般行政経費（経常分）に充当可能な一般財源の各部に対する配分額は、社会保障関係費等を調整した上で、「表1 一般行政経費（経常分）に対する一般財源配分額」の「経常枠配分額」のとおりとし、一般行政経費（経常分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とする。

また、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費（表2 投資的経費とする事業一覧）については、各部の一般財源の要求額に上限枠は設けないものとするが、予算査定において、必要性や優先順位等を精査した上で決定していくものとする。

なお、今後の地方財政対策の動向などにより変更する可能性はあるものの、

現時点において、市全体で一般行政経費（臨時分）に充当する一般財源は、1,368,287千円（令和5年度予算 1,668,103千円）、投資的経費に充当する一般財源は353,673千円（令和5年度予算 368,964千円）を確保している。

なお、一般行政経費（経常分）に属する経費を一般行政経費（臨時分）として要求することは認めないので、十分注意すること。新規の経費であっても同様とする。

査定については、すべて一件査定とするが、一般行政経費（経常分）は、3 留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものを中心とした査定を行い、一方、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費は、事業効果、必要性、優先順位、公費負担の必要性、積算根拠等により上記の一般財源の額以内に収めるための査定を行う。

② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕を計画的に進めるため、指定管理者管理運営施設も含み修繕料予算枠50,000千円を確保するものとする。

表1 一般行政経費(経常分)に対する一般財源配分類

令和6年度部別種配分額一覧

(単位 千円)

令和5年度	A 一般財源 所要額	B うち経常分	C うち臨時分	令和6年度	D 調整額	E=B+D 経常一般財源 所要額(調整分込)	F うち削減対象額	G シーリング額	B+D+G 経常種配分額	5年度からの 増減	臨時分
議会事務局	35,063	33,860	1,203	議会事務局	1,917	35,777			35,777	1,917	
市長公室	175,839	85,847	89,992	市長公室	19,817	105,664			105,664	19,817	
総務部	707,725	515,805	191,920	総務部	28,769	544,574			544,574	28,769	
地域活力創生部	465,862	326,270	139,592	地域活力創生部	19,486	345,756			345,756	19,486	
市民部	2,324,523	2,164,973	159,550	市民部	27,864	2,192,837			2,192,837	27,864	
福祉健康部	6,354,474	5,812,137	542,337	福祉健康部	415,992	6,228,129			6,228,129	415,992	
建設部	275,811	172,480	103,331	建設部	5,675	178,155			178,155	5,675	
都市整備部	668,102	523,864	144,238	都市整備部	67,932	591,796			591,796	67,932	
上下水道部	0	0	0	上下水道部	0	0			0	0	
教育こども部	3,577,044	3,420,698	156,346	教育こども部	433,140	3,853,838			3,853,838	433,140	
生涯学習部	938,642	820,007	118,635	生涯学習部	6,740	826,747			826,747	6,740	
消防本部	173,093	152,134	20,959	消防本部	2,111	154,245			154,245	2,111	
計	15,696,178	14,028,075	1,668,103	計	1,029,443	15,057,518			15,057,518	1,029,443	1,368,287

D:調整額=社会保障関係費、消費税率改正に伴う増等

F:削減対象額=Bのうち債務負担行為・長期継続契約等の契約済み分及び社会保障関係費等を除いたもの

表2 投資的経費とする事業一覧表

(令和5年度予算 投資的事業)

事業名	事業名
庁舎等整備事業費	橋梁予防保全事業費
集会所新築等助成費	橋梁耐震化事業費
障がい者施設助成費	生活道路安全対策事業費
デイサービスセンター整備事業費	企業誘致関連道路整備事業費
介護老人保険施設整備事業費	道路新設改良事業費
介護保険施設整備事業助成費	河川水路改修事業費
福祉センター整備事業費	公園整備事業費
私立保育所施設整備助成費	北部地域整備促進事業費
市立保育所施設整備事業費	消防施設等整備事業費
学童保育施設整備費	生駒南小学校・中学校整備事業費
病院整備事業費	小学校施設整備事業費
健康センター整備費	中学校施設整備事業費
浄化槽設置補助事業費	幼稚園施設整備事業費
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	生涯学習施設整備事業費
清掃センター施設整備事業費	コミュニティセンター整備事業費
清掃リレーセンター施設整備事業費	体育施設整備事業費
土地改良事業費	学校給食センター整備事業費
急傾斜地県工事負担金	道路河川災害復旧費
バリアフリー整備事業	農地災害復旧事業費